

国海査第 130 号の 2  
平成 18 年 6 月 30 日

(社) 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

海事局検査測度課長  
澤山 健一

船舶検査の方法の一部改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から船舶安全行政に対し、ご理解を賜りありがとうございます。

さて、今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。